

## 京都市立芸術大学学生相談室規程

(平成24年4月1日理事長決定)

(平成28年3月28日一部改正)

第1条 学生生活の向上と充実を図るために、本学に学生相談室（以下「相談室」という。）を置く。

第2条 相談室は、本学学生個人の当面する各種の諸問題について、その相談に応じ、助言指導を行い、有意義な学生生活を維持することを目的とする。

第3条 相談室に相談員を置く。

2 相談員は、前条に定める助言指導を行うほか、それに必要な調査、研究及び資料の整備をする。

3 相談員は、臨床心理士の有資格者で学生相談に適任なる人材を学長が委嘱する。

4 相談員は、週の定例相談日に出勤し、学生の相談に応ずる。

第4条 相談員は学生相談に関する個人の秘密については、厳守しなければならない。

第5条 相談室に関する事務は、教務学生課が処理する。

### 附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。